

敦賀市立看護大学臨床教授等の称号の付与に関する規程

平成31年3月26日

敦賀市立看護大学規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）における臨床教育に協力する学外の医療機関等（以下「協力医療機関等」という。）の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授及び臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号付与の対象者)

第3条 臨床教授等の称号は、協力医療機関等に所属し、本学の臨地実習指導等に携わる医療人に付与する。

(選考手続)

第4条 臨床教授等の選考は、学部長、研究科長又は専攻科長の推薦に基づき、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

2 前項の推薦は、本人及び当該協力医療機関等の承諾を得た上、推薦書（様式第1号）及び選考に必要な資料を学長に提出して行うものとする。

3 前項に定める選考に必要な書類は、本学専任教員の選考の例による。

(選考基準)

第5条 臨床教授等の称号は、医師、看護師、助産師又は保健師のいずれかの免許を有する者で、かつ、人格的に優れ、臨床能力及び教育上の能力があると認められた者に付与する。

(職務)

第6条 臨床教授等は、所属する協力医療機関等において、臨地実習指導等必要な職務を行うものとする。

2 臨地実習指導等は、本学と協力医療機関等との協議の上、作成された臨地実習カリキュラムに従い行うものとする。

(称号を付与する期間)

第7条 臨床教授等の称号を付与する期間は、臨地実習指導等に協力する年度内とする。ただし、期間の更新は妨げない。

(給与及び報酬)

第8条 臨床教授等には、本学から給与及び報酬は支給しない。

(通知)

第9条 臨床教授等の称号の付与は、様式第2号の文書を交付して行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

敦賀市立看護大学臨床教授等の称号の付与に関する規程

様式第1号（第4条関係）

推 薦 書

年 月 日

敦賀市立看護大学長 殿

職・氏名 印

（推薦者は学部長、研究科長又専攻科長とする。）

下記の者を臨床教授（又は臨床准教授若しくは臨床講師）の候補者として推薦します。

記

- 1 所属機関
- 2 職 名
- 3 氏 名

敦賀市立看護大学臨床教授等の称号の付与に関する規程

様式第2号（第9条関係）

協力医療機関等名及び職名

氏 名 殿

敦賀市立看護大学臨床教授（又は臨床准教授若しくは臨床講師）の称号を付与する。
期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

敦賀市立看護大学長 氏 名 印